

躍動

No. 216

社報タイトル「躍動」は社内で掲げる2024年の標語です。

発行責任者 / 小林 政 仁

発行日 / 2024年6月1日



代表社員 税理士 小林 政 氏 代表社員 税理士 小林 政 仁
税理士 須 賀 保 雄

税理士法人 小林合同会計

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <https://www.kg-tax.jp>

7月の税務

● 7月10日

1. 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

(年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)

● 7月16日

2. 所得税の予定納税額の減額申請

● 7月31日

3. 所得税の予定納税額の納付(第1期分)

4. 5月決算法人の確定申告(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)

5. 2月,5月,8月,11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税及び地方消費税)

6. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税及び地方消費税)

7. 11月決算法人の中間申告(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)

8. 消費税の年税額が400万円超の2月,8月,11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税及び地方消費税)

9. 消費税の年税額が4,800万円超の4月,5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2か月分)(消費税及び地方消費税)

● 7月中において市町村の条例で定める日

10. 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付

※デスクマット等に挟んでご利用ください。

税務豆知識

定額減税

久保 孝一

定額減税は令和6年度の税制改正で設けられた、1年限定の減税制度です。

所得税: 本人 30,000 円 + 同一生計配偶者または扶養親族の人数 × 30,000 円

住民税: 本人 10,000 円 + 同一生計配偶者または扶養親族の人数 × 10,000 円

※令和6年度合計所得金額が 1,805 万円以下(給与所得のみで年収 2,000 万円以下)である場合に限られます。

～給与所得の方～

所 得 税: 令和6年6月1日以降の支払い～定額減税額の控除開始

※控除しきれない場合は翌月へ繰越

住民税(特別徴収): 令和6年6月分の徴収はせず、残りの11か月分で均等徴収

～個人事業主の場合～

所 得 税: 第1期予定納税額から控除

※控除しきれない場合は第2期分から控除

★予定納税額が発生しない個人事業主は確定申告で控除となります。

住民税(普通徴収): 第1期分の納付額から控除

※控除しきれない場合は第2期分から控除

お気軽に担当者へ問い合わせください。

『個人で取り組む SDGs』

吉田 雄子

私個人が日々心がけていることは「無駄なエネルギーを消費しない」です。

- ・電気や水を無駄遣いしない ※SDGs6, 7, 13
- ・車ではなく公共交通機関を利用する ※SDGs13
- ・必要な分の食糧を購入する(食品ロスをなくす) ※SDGs2, 12, 13

上記を心がけることで、無駄なエネルギー消費を抑えられるだけでなく、節電にもつながっています。

持続可能な社会を実現するために、できることから取り組んでいきましょう。

